

もっと住みよい新潟市にする 事業の提案を募集します！

新潟市まちづくりパートナーシップ事業 応募の手引き（西区）

【令和5年度事業開始分】

受付期間

令和5年度事業開始分 令和5年4月25日（火）～6月9日（金）

注記：令和6年度事業開始分については、別途、令和5年度中に募集予定。



新潟市西区
地域課

目 次

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 制度の趣旨
- 2 提案を募集する事業・・・・・・・・・・・・・・・・P2
 (1) 提案を募集する課題（テーマ）
 (2) 提案事業
 (3) 事業採択の概ねの判断基準
- 3 応募について・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 (1) 応募資格
 (2) 提案数
- 4 補助金および補助対象経費・・・・・・・・P4
 (1) 補助金、補助率
 (2) 補助対象経費
 補助対象、対象外の概ねの判断基準
- 5 事業のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・P6
 (1) 事業の実施期間について
 (2) 提案後の審査および補助金交付の流れ
- 6 事業の選定と審査基準・・・・・・・・P7
 (1) 審査者
 (2) 審査基準
- 7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価・・・・P8
 (1) 提案事業内容等の公開
 (2) 個人情報の取扱い、事業費の支出
 (3) 成果の報告
 (4) 評価
- 8 応募方法、提出先・・・・・・・・P9

1 制度の概要 ～さまざまな行政課題に対し、

自ら実施し解決する事業提案を募集します～

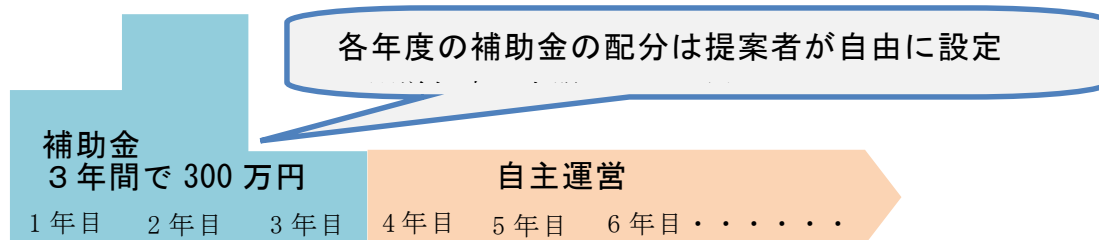
制度のポイント！

- ◆課題解決に向け柔軟な発想により各団体自ら実施する事業提案を募集します。
- ◆事業費の一部を市が助成します。
 - ・補助期間は、連続する3年度以内。
 - ・補助上限額は、3年度で300万円。
 - ・各年度の配分は、提案者が自由に設定できます。
ただし、単年度の補助上限額は200万円まで。
※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。
- ◆3年以内に課題解決されない見込の事業提案の場合、補助金の交付が終了した後の年度も、課題が解決されるまで引き続き事業を実施していただくことが前提となります。

制度の趣旨

- ・社会状況の変化に伴い、地域課題や市民ニーズは多様化、複雑化しています。こうした社会的課題に、行政だけで的確に対応・解決していくことが困難になってきています。
- ・この制度は、各団体の皆さんの新しい発想や専門性などを十分に活かし、地域と連携するなどしながら、きめ細かいサービスの提供や、より効果的・効率的に社会的課題を解決することを目的としています。
- ・各団体自ら実施する事業の提案を募集し、事業開始当初は市の補助金を活用し、補助金の交付が終了した後も、自主運営・自主財源で課題が解決されるまで引き続き事業を実施し、持続的に地域振興に貢献していただきます。

【本制度の事業実施および補助金のイメージ】



2 提案を募集する事業 ～自由な発想で地域課題の解決を～

(1) 提案を募集する課題（テーマ）

行政だけでは解決できずにいる地域の課題やまちづくりなど、各区役所や市役所本庁の各部署が、優先的に解決してもらいたい課題（テーマ）を、年度初めに公表します。

| | |
|---------------------|--------------------|
| 令和5年度事業の 西区募集テーマ | 海岸エリア※を活用したにぎわいづくり |
|---------------------|--------------------|

※海岸エリア・・・別図参照

(2) 事業提案

課題（テーマ）に対して、事業開始の初期段階における事業費を補助することにより、その後、解決するまで自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることができる事業を、自由な発想で提案してください。

なお、事業内容によっては、短期間で課題解決し、事業そのものが終了する場合も考えられますので、事業を継続し続けることが絶対条件ということではありません。

(3) 事業採択の概ねの判断基準

補助対象として採択される事業は、概ね以下の①～④の要件について審査し、決定いたします。

なお、事業の一部を他に委託する場合は、その委託料が事業全体にかかる経費の50%以下であることが前提条件となります。

- ① 課題（テーマ）に対して、公益的、社会貢献的な事業内容で、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ② 市民満足度が高まることが期待できる事業
- ③ 事業計画に実現性があり、事業にかかる予算の見積もり等が適正である事業
- ④ 短期間に解決しない事業内容の場合、補助金の交付が終了した年度以降も、引き続き自主運営・自主財源で継続的に事業を実施し続けることが可能であると見込まれる事業

3 応募について

(1) 応募資格

個人以外であれば、どなたでも応募できますが、次の事項すべてに該当する必要があります。

- ① 事業の実施から実績報告まで遅滞なく履行できること
- ② 新潟市に納付すべき市税が賦課されている団体は、それら全ての市税が完納していること
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体でないこと
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体でないこと
- ⑤ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと
- ⑥ 暴力団又はその構成員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
- ⑦ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと

※応募する団体の現事業の営利性・非営利性などは問いません。

また、現所在地についても新潟市内に限定いたしません。事業実施に支障がないことが前提となります。

※学生などの場合、複数人で構成されるサークル等としての応募は可能です。

(2) 提案数

1つの課題（テーマ）に対して、1団体あたり1提案のみとします。

なお、同様の課題（テーマ）であっても、他の区役所や市役所本庁各部の異なる部署が提示（募集）するものは、別の課題（テーマ）となりますので、それぞれ1提案まで応募できます。

(3) 公募説明会

- ①日時 令和5年5月8日（月）13時30分～（1時間程度）
- ②会場 西区役所 健康センター棟1階 104会議室
- ③申込 新潟市電子申請サービス「かんたん申込み」
（右の二次元コード）からお申込みください。



4 補助金および補助対象経費

(1) 補助金、補助率

連続した3年度まで、300万円を上限に補助します。

3年度内での補助金の配分は、提案者が自由に設定できます。

ただし、単年度での上限額は200万円までです。

補助率は、各年度の補助対象経費の10/10です。

※補助金は、予算の範囲内でしか交付できませんので、各年度の事業費が上限額以下であっても、必ずしも補助金の交付を保証するものではありません。

また、補助事業として採択された提案事業であっても、2年度目以降の補助金の交付を保証するものではありません。

補助事業として採択され、その後、補助金の交付申請をされる場合は、予めご了承いただき、事業を実施していただきます。

(2) 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、原則として次の表のとおりです。

応募する事業が、新潟市の他の補助金の交付も受ける場合、それらと補助対象経費が明確に異なる経費についてのみ本制度による補助金の対象となり、類似する経費は補助対象外となります。

(例) 空き家のリフォームに係る工事費を他の補助金を受け実施した場合であっても、提案が、リフォーム後の空き家を利用して活動する事業の場合、活動にかかる費用(人件費、備品購入費、消耗品費など)については、本制度の補助対象になります。

【補助対象、対象外の概ねの判断基準】

| | |
|---|--|
| <p>補助対象経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（事業実施に直接必要な人件費） ・ 報償費 ・ 委託料（※1） ・ 旅費 ・ 備品購入費、消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 郵便料等 ・ 保険料 ・ 使用料、賃借料 ・ 工事請負費 ・ その他市長が必要と認める経費 |
| <p>補助対象外経費 または 補助対象経費から 控除される経費</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施を伴わない、会議体だけの運営費 ・ 直接的に事業と関係しない、団体の運営に関する経費（※2） ・ 建物の賃貸借における敷金及び礼金 ・ 建築工事等の手続き等に要する費用 ・ 新潟市が賦課する税金 ・ 国・県・市の他の補助制度の対象経費と重複する経費 ・ その他市長が補助対象として不適当と認める経費 |

※1：委託料が事業全体に掛かる経費の50%を超える提案は、提案事業そのものが採択されません。

※2：人件費、事務所費、光熱水費など、本事業に係る部分と明確に区分できない場合は、それらの経費全額が補助対象外となります。

5 事業のスケジュール（詳細は別紙を参照してください）

（1）事業の実施期間について

事業実施の開始年度は、応募し採択された年度の翌年度です。

ただし、令和5年度事業実施分については、応募した年度（令和5年度）が事業開始年度になります。

令和6年度事業開始分は、令和5年度中に募集予定です。詳細が決定次第、お知らせします。

（2）提案後の審査および補助金交付の流れ

新規に提案された事業は、1次審査（書類審査）、2次審査（プレゼンテーション）を経て採択された場合、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

また、採択され補助金が交付された事業について、2年度目以降の補助金は、前年度の中間報告による継続適正の審査を経て採択もしくは不採択の結果を通知します。

その通知を受け、補助金の申請後、予算の範囲内で補助金を交付します。

【令和5年度事業実施分のスケジュール概要】

| 実施時期 | 実施者 | 実施内容 |
|---------------|-----|-----------------|
| 令和5年 4月 | 市 | 課題（テーマ）の公表 |
| 4月～6月9日 | 提案者 | 応募 |
| 5月8日（月） | 市 | 公募説明会 |
| 6月中 | 市 | 1次審査（書類審査） |
| | | 2次審査（プレゼンテーション） |
| 7月初旬 | 市 | 採択事業の決定 |
| 7月初旬～ | 提案者 | 補助金の交付申請 |
| | | 事業実施 |
| 12月頃 | 提案者 | 実施状況の中間報告 |
| | 市 | 中間ヒアリング、次年度継続審査 |
| 令和6年 3月末まで | 提案者 | 実績報告 |
| 5月末まで | 市 | 補助金交付 |
| | 市 | 事業評価、公表 |

6 事業の選定と審査基準

(1) 審査者

事業の選定は、地域住民の代表者や有識者などのほか、課題（テーマ）を提示した課（関係する課を含む）の職員で構成される審査委員会で行います。

(2) 審査基準

主に以下の項目について審査します。

| 審査項目 | 審査内容 |
|---------|---|
| 課題の把握 | 「解決したい課題」などから公益性のある課題の解決の取組みと判断できるか |
| 計画の妥当性 | 「事業の内容」「収支予算」などから事業目的や事業計画が妥当であり、事業が実現できると判断できるか |
| 事業効果 | 「事業の効果」「収支予算」などから事業の大きな効果が期待できるか 市民満足度の向上が期待できるか |
| 企画力 | 課題を効果的・効率的に解決する事業内容となっているか |
| 実施能力 | 事業実施にあたっての知識、経験等から事業遂行能力および継続性は充分か |
| 継続性・発展性 | 「事業の内容」「事業が終了した後の展望」などから継続性や発展性があると判断できるか |

なお、2年度目以降の審査は、前年度の中間報告による進捗状況などの実績により審査します。

7 情報公開、個人情報の取扱い等、成果の報告、評価

(1) 提案事業内容等の公開

- 提案のあった全ての事業について、事業名・事業概要・団体名を公表します。提出された書類等は、原則として情報公開の対象となります。
- 審査結果は公表します。
- 事業実施後の事業成果や評価は公表します。

(2) 個人情報の取扱い、事業費の支出

- 事業の実施における個人情報の取扱いや事業費の出納については適正を期してください。

(3) 成果の報告

- 事業開始後に事業の進捗状況などの報告をしていただき、中間ヒアリングを行います。
- 提案者は、補助金の交付を受けた年度の事業終了後、当該年度の事業の実績を報告していただきます。

(4) 評価

- 報告いただいた事業の成果等をもとに、各事業について事後評価を行います。

8 応募方法、提出先

| ■令和5年度事業実施分 | |
|-------------|---|
| 受付期間 | 令和5年4月25日（火）～ 6月9日（金） |
| 提出書類 | ①事業提案書（様式第1号） ②応募に関する誓約書（様式第2号） ③団体の概要に関する調書（任意書式） ④団体の定款、規則、会則等（任意書式） ⑤事業計画書・収支予算書（任意書式）（※1） ⑥前年度の活動報告書及び収支計算書（任意書式）（※2） ⑦その他事業に関する資料（任意書式） ※1 事業計画書は事業期間の全ての年度分を作成してください。また、提案事業が補助金申請の最終年度以降も引き続き継続される場合、それに係る最低2年度分（1年度で終了する場合は1年度分のみ）の事業計画書も提出してください。 ※2 前年度に存在していない新規団体は提出不要です。 |
| 提出部数 | 1部 |
| 提出先 | 下記の提出先まで郵送かメール、持参でお願いします。 （郵送の場合は必着） ※提出書類は返却しませんので、必ず、写しをお取りください。 |
| 様式のダウンロード先 | 新潟市ホームページ「 西区まちづくりパートナーシップ事業 」で検索 http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/shimin/kyoudousuishin/partnership.html |

◆ お問い合わせ・提出先 ◆

新潟市 西区役所 地域課 企画・地域振興担当

（まちづくりパートナーシップ事業担当）

〒950-2097

新潟市西区寺尾東 3-14-41

電話 025-264-7161

FAX 025-269-1650

メール chiiki.w@city.niigata.lg.jp

H P <https://www.city.niigata.lg.jp/nishi/torikumi/seisaku/nishikupartnership.html>

別図

西区海岸エリア 位置図

(砂浜や緑地、国道402号線、海岸林を含む一体エリア)

L ≒ 15km

